陸逐岛色粉生

2024 8 No.665

変わる環境、変わらぬ基本、基本遵守で無事故の継続

陸災防 令和6年度安全衛生標語 荷役部門優秀作品



向日葵(写真提供:公益社団法人 新潟県観光協会)

- ・ 陸上貨物運送事業労働災害防止規程が変更されました
- ・ 令和6年上半期における労働災害の発生状況

● 陸上貨物運送事業労働災害防止協会

陸上貨物運送事業労働災害防止規程の変更について (1) 令和6年上半期における労働災害の発生状況について (4)

安全

【連載】身近な危険を再確認(最終回)

見通しの良い交差点での出会い頭の衝突事故! (17)

【災害事例とその対策】

不慣れなリーチフォークリフトで運転操作を誤りプラットホームから転落 (32) 労働災害発生状況(令和6年速報) (36)

健康

【新連載】トラックドライバー 健康管理のポイント

真夏と熱中症 (14)

保健師 椎葉 倫代

【連載】マコマコ博士のメンタルヘルス2024

夫婦のメンタルヘルス 5回目 「熟年離婚」⇒夫に大きなダメージ (19) 精神科医 夏目 誠

【会員特別価格】熱中症対策セット販売のご案内 (34)

陸災防情報

陸災防 新会長、厚生労働省を表敬訪問 (7)

陸災防は創立60周年を迎えます (7)

陸災防の個別サポート事業をご活用ください! (8)

「フォークリフト荷役技能検定」のご案内 (11)

「フォークリフト荷役技能検定 出張検定」を活用しませんか? (12)

「小企業無災害記録表彰」と「小企業無災害記録証」を是非ご活用ください (23)

小企業無災害記録表彰 (24)

【支部の活動(フォークリフト運転競技大会)】

全国フォークリフト運転競技大会参加に向け、各都道府県で競技大会が開催されます *(24)*

創立60周年記念 第60回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会を開催します (28)

安全衛生推進者のための労働災害防止対策セミナーのご案内 (29)

陸運事業者のための安全マネジメント研修のご案内 (30)

荷役作業安全ガイドライン説明会のご案内 (31)

「陸運と安全衛生 Year Book」をお届けします (33)

陸災防の動き (37)

「安全ポスター No.85」のご案内 *(38)*

陸上貨物運送事業労働災害防止規程の変更について

陸上貨物運送事業労働災害防止規程(以下「陸運災防規程」という。)が、令和6年7月30 日付けで変更されました。本稿では、陸運災防規程の内容について、今回の変更の概要を中 心に解説します。

1 陸上貨物運送事業労働災害防止規程とは

労働災害防止団体法第36条では、労働災害防止団体に対して労働災害防止に関し、機械、 器具その他の設備、作業の実施方法等について講ずべき具体的な事項等を定めた労働災害防 止規程の設定を義務付けています。

陸運災防規程は、法令で定められた事項だけではなく、ガイドラインなども網羅した構成 となっており、この規程を参照すれば陸運業における労働災害防止対策の全体像が分かるよ うになっています。陸災防の会員事業場は、陸運災防規程を守る義務があり、陸災防本部及 び支部において、周知活動を進めています。

2 陸運災防規程の構成と今回の変更事項

陸運災防規程の目次を以下に示します。今回条文の変更等があった項目には下線を付して います。

第1章 総則(第1条-第3条)

第2章 安全衛生管理体制等

第1節 安全衛生管理体制(第4条-第10条)

第2節 自主的な安全衛生活動(第10条の2)

第3章 安全衛生教育

第1節 安全衛生教育(第11条-第19条)

第2節 教育計画等(第20条・第21条)

第4章 快適な職場環境の形成(第22条)

第5章 安全基準

第1節 通則(第23条-第38条)

第2節 貨物自動車等の積卸作業(第39条-第 47条の3)

第3節 フォークリフト、ショベルローダー等 による作業(第48条-第52条)

59条)

第5節 コンベヤーによる作業(第60条・第

第6節 手車、手押し車及びロールボックスパ レットによる作業(第62条・第62条の 2)

第7節 はい作業 (第63条-第67条)

第8節 貨物自動車の運行に付随する作業(第 67条の2-第70条)

第9節 交通労働災害の防止(第71条)

第6章 衛生基準

第1節 通則(第72条)

第2節 作業環境管理及び作業管理(第73条-第78条の2)

第3節 健康の保持増進(第79条-第83条) 第4節 クレーン等による作業(第53条-第 ! 第7章 実施を確保するための措置(第84条・第 85条)

今回の変更では、労働安全衛生規則の改正(平成30年6月、令和5年3月)や、荷役作業の安全 対策ガイドラインの改正(令和5年3月)などの内容を盛り込んだほか、陸災防独自の上乗せ 規定として、陸災防が令和4年8月に取りまとめた「陸上貨物運送業における荷役作業の安全 対策に関する検討会報告書」の提言事項のうち、法令改正に盛り込まれなかった事項を追加 しています。また、昨今の猛暑に対応するため、令和3年7月に厚生労働省が制定した「熱中 症予防基本対策要綱」の内容も盛り込んでいます。

3 主な変更内容の解説

(1) 特別教育対象作業の追加(第13条)

特別教育の対象作業に、平成30年安衛則改正で追加された「フルハーネス型の墜落制 止用器具を用いて行う作業に係る業務」と、令和5年安衛則改正で追加された「テール ゲートリフターの操作の業務」を追加しました。

(2) 保護帽の着用が必要な作業の追加(第31条)

令和5年安衛則改正で保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大しましたが、陸運 災防規程では保護帽の着用が必要な貨物自動車の最大積載量の縛りはないので、これに伴 う変更はありません。

より安全な保護帽を着用するとの観点から、保護帽の種類を「墜落時保護用」のみとしました。また、「テールゲートリフターによる荷の積卸作業」を対象作業に追加しました。

(3) 作業開始前点検が必要な装置の明確化(第34条)

トラック等の車両系運搬機械に装着されている荷役装置はこれまでも作業開始前点検の対象ですが、令和5年の法令改正でテールゲートリフターも荷役装置に含まれ、作業開始前点検の対象である旨の解釈例規が出たことから、条文に「(当該車両に装着されている荷役装置を含む。)」を追記しました。

(4) 昇降設備に係る規定の見直し(第39条)

令和5年の安衛則改正に即して、昇降設備が必要となる貨物自動車の範囲を「最大積載量 5トン以上」から「最大積載量2トン以上」に改め、「床面と荷台との間」の昇降も対象に 追加しました。

- (5) 墜落制止用器具に係る規定の見直し(第47条の2) 平成30年の安衛則改正で「安全帯」が「墜落制止用器具」に改められたことを踏まえ、 必要な変更を行いました。
- (6) テールゲートリフターによる荷の積卸作業に係る規定の追加(第47条の4) テールゲートリフター作業時の安全対策に関する条文を新設し、令和5年に改正された 荷役ガイドラインの内容や荷役作業の安全対策に関する検討会報告書の内容などを踏ま えて、14項目の実施事項を定めました。これらの項目は、特別教育でも指導される内容
- (7) フォークリフトの使用及び運転の業務に係る規定の整理(第49条・第51条) フォークリフトの「使用」に関連する内容と「運転の業務」に関連する内容が交錯している部分を修正した上で、シートベルトの着用など、安全な作業を行う上で必要な事項を追記しました。
- (8) ロールボックスパレットに係る規定の充実(第62条の2)

これまでも5項目の実施事項が定められていましたが、令和5年に改正された荷役ガイドラインの内容や荷役作業の安全対策に関する検討会報告書の内容などを踏まえて、16項目に整理しました。

(9) 逸走防止措置に係る規定の見直し(第67条の2)

令和5年の安衛則改正により、エンジンを停止して運転位置を離れると作業装置を運転することができない貨物自動車の運転者が作業装置の運転のために運転位置から離れる場合の逸走防止措置に係る規定が新設されたものを反映しました。

(10) 熱中症予防対策の充実(第76条の2)

熱中症とは、高温多湿な環境に長時間いることで、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。命に関わる場合もあるため、重症度に応じた対応が必要です。

重症度	I度	Ⅱ度	Ⅲ度
	熱失神 熱けいれん (筋けいれん)	熱疲労	熱射病
症状	顔面蒼白、脱水、吐き気、 めまい・立ちくらみ、急性 の筋肉痛・こむら返り	ロの渇き、めまい、頭 痛、イライラする、倦怠 感	意識がない、けいれん発 作、身体が熱い
手当	119番▶応急手当 冷所で安静、身体を冷や す、水分と塩分の補給、見 守り	医療機関での 診療が必要	入院治療が必要

このため、厚生労働省の「熱中症予防対策基本要綱」を参考として、具体的に講ずべき措置を7項目追記しました。

なお、熱中症予防に関しては、以下のサイトも参考としてください。

- ○厚生労働省のポータルサイト「学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう! 職場における熱中症予防情報」 https://neccyusho.mhlw.go.jp/
- ○中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者・現場作業者向け 働く人の今すぐ使える 熱中症ガイド https://neccyusho.mhlw.go.jp/download/

4 陸運災防規程の周知について

新しい陸運災防規程の全文、あらまし及び解説は、陸災防のホームページに順次公開しま すので、活用してください。

令和5年の死傷災害は前年比で2.2%減少しましたが、令和6年6月までの上半期速報値では2.5%増と、まだまだ予断を許さない状況です。

今般の陸運災防規程の変更を契機として今一度事業場内の災害防止対策の見直しを行っていただき、災害のない安心して働ける職場づくりに努めてください。

令和6年上半期における 労働災害の発生状況について

死傷者数は前年より増加、死亡者数は前年より減少。引き続き下半期に向けた取組が必要

令和6年上半期(1~6月期)における労働災害発生状況(速報値)は、

死傷災害 6,858人 (対前年同期比 165人 2.5%増加) 死亡災害 42人 (対前年同期比 ▲ 4人 8.7%減少)

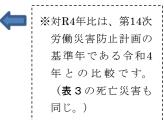
となり、昨年年間で令和4年より増加した死亡災害は、今上半期では昨年より減少したものの、死傷災害は増加しています。

1 死傷災害は165人の増加

令和元年以降の各年上半期における死傷災害の発生状況は、表1のとおりです。

表 1 陸運業における死傷災害の発生状況(1~6月期速報値)

年	死傷者数	対R4年比	各年確定値
令和元年	6,054人		15,382人
令和2年	6,351人	_	15,669人
令和3年	6,907人	_	16,355人
令和4年	6,981人	100.0%	16,580人
令和5年	6,693人	95.8%	16,215人
令和6年	6,858人	98.2%	_



令和5年は令和元年以来4年ぶりに死傷災害件数が前年同期を下回りましたが、令和6年は 昨年同期よりも165人上回っており、災害が再び増加に転じています。

また、平成30年から陸運業における死傷災害の件数を下回った建設業の状況を見ますと、令和6年上半期は5,598人(前年同期比-134人)となっており、今上半期ではその差が1,260人となり、前年同期より300人近く拡大しています。

次に事故の型別の状況について見てみます。

陸運業において多くの死傷災害が発生している「墜落・転落」、「転倒」、「動作の反動・無理な動作」及び「はさまれ・巻き込まれ」の上位4つの事故の型別の発生状況は、表2、図1のとおりとなっています。

今上半期で注目すべき点としては、上位4つの事故の型すべてが増加に転じています。その中でも、「墜落・転落」、「転倒」及び「動作の反動・無理な動作」については、前年同期に比べ、それぞれ28人の増加となりました。

表2 陸運業における事故の型別死傷災害の発生状況(1~6月期速報値)

年	墜落・転落	転倒	動作の反動・ 無理な動作	はさまれ・ 巻き込まれ
令和元年	1,753人	1,025人	904人	655人
令和2年	1,839人	1,070人	1,090人	673人
令和3年	1,965人	1,307人	1,170人	627人
令和4年	1,882人	1,390人	1,189人	723人
令和5年	1,785人	1,307人	1,169人	690人
令和6年	1,813人	1,335人	1,197人	699人

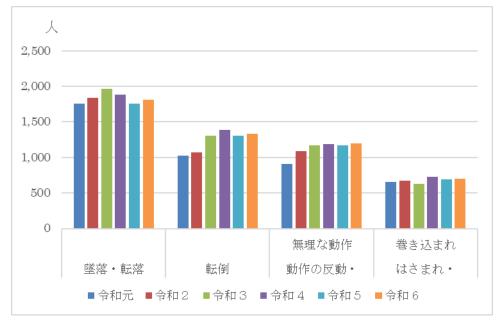


図1 陸運業における事故の型別死傷災害の推移(1~6月期速報値)

2 死亡災害は4人の減少

令和元年以降の各年上半期における死亡災害の発生状況は、表3のとおりです。

表3	陸運業にお	3ける死亡災	害の発生状況	(1~6月期速	報値)
	,		11-17	<i>L</i> 1 =1 1 1 1	

年	死亡者数	対R4年比	各年確定値
令和元年	37人	_	101人
令和2年	33人	_	86人
令和3年	43人	_	89人
令和4年	33人	100.0%	90人
令和5年	46人	139.4%	110人
令和6年	42人	127.3%	_

このように、令和6年は昨年同期よりも4人下回り減少していますが、令和4年と比べますと 9人増加しています。

死亡災害が多く発生している主要な事故の型別の推移は表4、図2のとおりです。

表 4 陸運業における事故の型別死亡災害の発生状況(1~6月期速報値)

年	交通事故 (道路)	墜落・転落	はさまれ・ 巻き込まれ	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され
令和元年	18人	6人	3人	3人	1人	2人
令和2年	8人	9人	7人	1人	3人	1人
令和3年	22人	10人	1人	3人	2人	5人
令和4年	12人	10人	4人	4人	3人	0人
令和5年	22人	9人	5人	2人	1人	3人
令和6年	18人	7人	9人	3人	0人	2人



図2 陸運業における事故の型別死亡災害の推移(1~6月期速報値)

令和5年上半期に大幅な増加となった「交通事故(道路)」は、今上半期は前年同期比4人の減少となりました。しかしながら「交通事故(道路)」は依然として死亡災害の4割以上を占めています。また、「はさまれ・巻き込まれ」が前年同期より大幅に増加し9人となっており、

- 運転席から離れた際に、輪止め等の逸走防止措置を講じていなかったことから、動き出したトラックを止めようとして、トラックと壁に挟まれた
- トラックからロールボックスパレットに積んだ荷物の荷卸しをする際に、ロールボックスパレットが倒れ、ロールボックスパレットの下敷きとなった

といった災害が報告されています。

一方、死傷災害で最も多い「墜落・転落」は、前年同期より減少したものの、死亡災害では3番目に多い災害となっており、7人となっています。

今上半期においても、荷台上で作業している際の「墜落・転落」事故が発生しており、

• トレーラーダンプの荷台から降りるため、荷台のあおりから昇降用の梯子に乗り移ろうとしたところ、高さ2.8メートルの筒所から地面に墜落した

といった災害が報告されています。

他方、フォークリフトを起因物とする荷役作業中の死亡事故も発生しており、

フォークリフトを運転して、トレーラーからフレコンバックを荷卸し中に、フレコンバックが不安定な状態になり、フォークリフトが横転し下敷きになった

という災害が報告されています。

3 まとめ

令和6年上半期では、昨年上半期に比べ死亡災害は減少していますが、死傷災害は増加しています。下半期においても一層の労働災害防止の取組が必要です。

労働災害の増加に歯止めがかかるよう、当協会では全国における安全講習会の実施及び事業 場の個別指導等を通じた労働災害防止対策に取り組んでいます。

会員事業場の皆様におかれましても、労働災害防止に向け、職場における安全点検の実施及び 安全意識の高揚等各種労働災害防止活動に引き続きお取り組みください。

陸災防 新会長、厚生労働省を表敬訪問

厚生労働省労働基準局長、安全衛生部長に連携強化を確認

8月5日(月)、陸災防齋藤充新会長が、厚生労働省岸本武史労働基準局長と井内努安全衛生 部長を表敬訪問しました。

陸運業における労働災害防止のために、陸災防と厚生労働省の連携を強化することを確認 しました。



岸本労働基準局長 (中央は労働基準局広報キャラクター「たしかめたん」)



井内安全衛生部長

陸災防は創立60周年を迎えます

陸災防は、昭和39年に労働災害防止団体法に基づき設立され、本年8月15日に創 立60周年を迎えます。

この60年の間、当協会は陸運業で働く人の安全と健康を守るため、会員事業場の自主的な労働災害防止活動の推進、安全衛生意識の浸透を通じ、労働災害の防止に取り組んでまいりました。会員、行政機関、関係団体をはじめとした多くの皆様方のご理解とご支援のもとで、今日まで労働災害防止に係る数々の施策や運動を展開しており、陸災防を支えていただいているすべての皆様に深く感謝いたします。

陸災防は、これからも企業・事業場の安全衛生活動を支援し、 職場で働く方々の労働災害防止と健康の保持増進に全力で取り 組んでまいります。

引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【陸災防会員事業場向けサービス】

こんなお悩み ありませんか? 費用は 無料です!

物損事故が 後を絶たない

従業員の安全意識を高めたい



人身事故が 発生した!

安全管理体制 を整備したい



知識・経験豊富な安全衛生の専門家が事業場 にお伺いして・・・

- ◎作業現場や作業内容の課題を見出します
- ◎事故防止に向けたアドバイスを行います
- ◎フォローアップとして、各社のニーズに応え た社員教育を行うこともできます

是非、陸災防の個別サポート事業をご活用ください! (詳しくは次ページ以降をご覧ください)

お問合せ

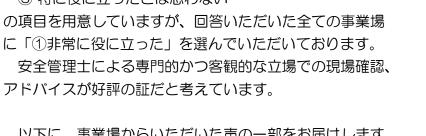
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 技術管理部 調査課

TEL 03-3455-3857
URL http://www.rikusai.or.jp/



事業場に聞きました

- 個別サポート事業では、サポートを受けた事業場にアンケートを実施しています。 数値的な評価として、
 - ① 非常に役に立った
 - ② 役に立った
 - ③ 特に役に立ったとは思わない





以下に、事業場からいただいた声の一部をお届けします。

総評的な感想 • ただの風景となっている職場内から危険リスクの気づけなくなって いた中、新たな目線でのご指摘、他社の事例等を共有していただき、大変有意義な現場診 断だった。

- 労働安全衛生法が改正されたことを知らなかったので、今回のヒアリングで知り得て良 かった。今後、情報の収集に努めたい。
- 自社の安全管理の現状を把握でき、改善の必要性を痛感した。また、労働安全衛生法に関 する知識が浅いことも理解した。管理者、現場責任者含め、会社ぐるみの勉強が必要と認 識した。
- 今回のヒアリングの結果、陸運業に係る必要資格が多岐に渡っていることを知ることがで きた。労働災害防止対策に一層取り組み、災害を発生させない安全管理体制を構築してい きたい。



個別的な感想

- フォークリフト作業について、慣れによる不安全行動がみられることが分かった。個人別 のチェック表を作成し、日常のフォークリフト作業を確認することで指導していきたい。
- 指導いただいた5Sの一環として、物置スペースの整理、道具の定置化を徹底することで、 生産性と安全性が高まる仕組みをつくることができた。
- 作業指揮者の選任が必要な作業を理解した。また、2t以上の車両で作業時にヘルメット着 用義務について認識がなく、大変勉強になった。

~個別サポート事業を活用して安全衛生水準の向上を図りましょう!~

中小規模事業場個別サポート事業 4つのポイント

ポイント1 安全衛生管理に詳しい専門職員が現場確認を行います

- ●現場確認前に実施していただく「職場の安全衛生自主点検表」のチェック項目を基に、専門職員が現場を訪問して事業場の安全衛生管理状況を確認します。 所要時間は2~3時間程度です。
- ●現場確認の結果を踏まえ、専門職員がアドバイスを行うとともに、事業場における安全衛生活動の推進に役立つ助言等を記載した「現場確認結果報告書」を 後日お届けします。
- おおむね2~3か月後に、「現場確認結果報告書」に基づく事業場の安全衛生管理活動の取組状況等の結果をFAXにてご報告いただきます。

ポイント2 現場診断後のフォローアップがあります

●ご希望に応じ、事業者、管理監督者又は従業員に対する安全衛生研修を1回に 限り実施します。(2回目以降は、有料で承ります。)

ポイント3 現場診断の費用は無料です

■この事業は、厚生労働省の補助事業として行われるため、事業場の費用負担はありません。

ポイント4 本事業は、陸災防会員事業場だけが利用できます

●本事業は、陸災防会員である中小規模事業場(労働者数が100人以下)が対象です。

- 申込者が多数の場合は、希望する日時での診断が難しくなりますので、ご了承ください。
 - 本事業は、事業場の安全衛生活動を専門職員が代行するものではありません。専 門職員の助言を参考材料として、事業者の責任の下で安全衛生活動を推進して ください。
 - 事業場の現場確認により得られた個別情報は、行政機関を含め第三者には一切開示いたしません。

問合せ先

技術管理部調査課 担当:木下

kinoshita@rikusai.or.jp

令和6年10月16日実施

フォークリフト荷役技能検定のご案内



陸上貨物運送事業労働災害防止協会(陸災防)では、令和6年10月16日(水)「フォークリフト 荷役技能検定試験」を実施します。

この技能検定は、フォークリフト運転技能講習修了者等を対象に、より安全で正確かつ迅速な作業を評価・認定し、労働災害の防止に寄与することを目的とした制度です。

多数のフォークリフト運転者の皆さまのご参加をお待ちしています。

技能の程度について

- **1級** フォークリフト運転技能講習修了後<u>5年程度</u>のフォークリフトによる荷役作業の実務経験 を有する上級のフォークリフト運転者
- **2級** フォークリフト運転技能講習修了後<u>3年程度</u>のフォークリフトによる荷役作業の実務経験 を有する中級のフォークリフト運転者

受検資格

- 1級 フォークリフト荷役技能検定2級合格後2年以上の実務経験を有する者等
- 2級 フォークリフト運転技能講習修了後2年以上の実務経験を有する者

検定日

検定日 **令和6年10月16日(水)**

受検申請期間

令和6年8月5日(月)~9月30日(月)

受検会場

10月16日(水)								
受検地	埼玉	東京	岐阜	静岡	福岡			
1級	学科・実技	学科のみ	学科のみ	学科のみ	学科のみ			
2級	学科・実技	学科のみ	学科・実技	学科・実技	学科・実技			
2級リーチ	学科・実技	_	_	_	_			

- ・1級試験は、カウンターバランス式のみを実施します(リーチ式は実施しません)。
- ・2級試験は、カウンターバランス式とリーチ式の実施があります(リーチ式は埼玉のみ)。

検定についての問合せ先/詳細URL

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 技術管理部 TEL 03-3455-3857 FAX 03-3453-7561 http://rikusai.or.jp/event_schedule/forklift_niyaku/







科試験 点検試験

運転試験



陸災防で実施していますフォークリフト荷役技能検定試験をより多くの方に受検していただけるよう、受検を希望する企業等の施設を試験会場とする出張試験(フォークリフト荷役技能検定2級出張試験)を実施しております。これまで実施日や場所の関係で技能検定の受検が難しかった企業様におかれては、ぜひご活用ください。

出張試験の概要

陸災防の運営スタッフ(審査員、実施管理者)が、希望する企業等の施設(試験会場) に出張し、希望企業等の受検者に検定2級試験を実施します。

なお、試験会場は、希望企業等の施設を原則としますが、自前で試験会場を用意できない場合は、検定を実施している最寄りの陸災防支部の会場を借用することも可能です。 (借用料が別途必要です。借用不可の支部もあります。)

実施要件

次のすべての要件を満たすこと。

- 1 点検試験及び運転試験に使用する最大積載荷重1トン〜1.5トンのカウンターバランスフォークリフト(トルコン車)を各1台、又は最大積載荷重1トン〜1.5トンのリーチフォークリフト(バッテリー車)を各1台用意できること
- 2 次に定める運転試験コース(障害物の設置含む)を設定できること

【カウンターバランス運転試験レイアウト】

【リーチ運転試験レイアウト】

なお、運転試験コースは、平坦で凹凸のない路面であること

- 3 積載荷重(500kg程度)を用意できること
- 4 学科試験、点検試験、運転試験、受検者待機場所、審査員控室等、試験実施に必要な施設を用意できること
- 5 出張試験受検予定者数が1回当たり10人以上~20人以下であること 上記人数を下回る場合または上回る場合は、別途協議

出張試験の流れ

1 実施申請書の提出

企業等は、出張試験実施を希望する日の3か月前までを目途に、陸災防本部まで出張 試験実施申請書を提出してください。

【出張試験実施申請書】

2 実施可否の事前確認

出張試験を実施できる施設・環境かどうかの事前確認及び打合せを行います。

(※初めて受検する企業等は、検定が実施できる施設・環境かどうか事前の現地確認を行います。その際、実施管理者の出張旅費をご負担いただきます。2回目以降の受検は事前確認を行いません。)

3 受検者申込書の提出

受検者が決まりましたら、受検者毎の受検者申込書を陸災防本部へ提出してください。

【受検者申込書】

4 請求書の送付

受検予定者分の受検料及び出張試験実施費用の請求書を送付します。

<出張試験に要する費用について>

- 1 受検料(1人当たり): 実技22,000円(税込)学科5,500円(税込)
- 2 出張試験実施費用:55,000円(税込)但し、10人を超える場合は、受検者1人当たり5,500円(税込)加算
- 3 出張試験実施時の審査員、実施管理者の出張旅費(受検者の人数、開催地により 異なります。)
- 4 実施可否の事前確認を行った場合、実施管理者の出張旅費(初めて受検する企業等のみ)

5 検定費用の振込

送付した請求書に基づき、出張試験に要する費用を出張試験実施前までにお振込みください。

6 出張試験実施

陸災防から実施管理者及び審査員が企業等の施設(試験会場)に出張し、企業等の受検 者に検定2級試験を実施します。

点検試験、運転試験の試験項目等は、次のとおりです。

【カウンターバランス作業開始前点検項目】 【リーチ作業開始前点検項目】

【カウンターバランス点検試験参考動画】 【リーチ点検試験参考動画】

【カウンターバランス運転操作手順】 【リーチ運転操作手順】

【カウンターバランス運転試験参考動画】

【リーチ運転試験参考動画】

【カンウターバランス・リーチ共通 停止線審査要領】

7 合格証等の送付

出張試験実施日のおおむね2週間後を目途に、出張試験 の結果に基づき、合格証等を送付します。

お申込み・問合せ先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 技術管理部 担当 滝谷·早坂 TEL 03-3455-3857



第4回

トラックドライバー 健康管理のポイント

~真夏と熱中症編~

保健師 椎葉 倫代



年々、夏の暑さのレベルが上がっていますね。「暑すぎて、できれば仕事に行きたくないな」と思いつつ、生活のために仕事に出かける方も多いのではないでしょうか。 特に、トラックドライバーの方は、真夏でも屋外での作業があり、体への負担も大きいので、熱中症にならないようにさまざまな工夫をしていると思います。

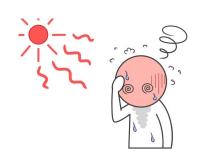
今回は、あらためて熱中症について確認していきたいと思います。

真夏に車で出かける際、車体を触ると、熱くて触れないことに驚きます。テレビで、 車体で目玉焼きを作る実験を見たことがあります。買い物程度でも、車内外の気温差が 身体に堪えます。

熱中症とは

高温多湿な環境に長時間いる

- →体温調整機能がうまく働かなくなる
- →体内に熱がたまる
- →体温の上昇、筋肉痛、大量の汗、けいれん、吐き気、頭痛 等の症状
- →重症になると意識障害なども



詳しくは、陸災防HPをご覧ください

暑さ対策としてエアコンを使いますが、部屋でエアコンを効かせていると、乾燥で喉 を痛めることがあります。そういえば、部屋と車内はよく似ていますね。

ドライバーと熱中症

- ・運転席はエアコンが効いているので車内は乾燥している
- ・屋外作業が多い
- ・長時間運転でトイレに行く回数を減らすために水分を摂る量を少なくしがち
- ・車内と屋外の気温差が大きい



車内と部屋で過ごす時の違いは、運転中はずっと気を張っているため、そもそも汗が 出やすい状態が続きます。部屋では、水分は飲みたい時に飲め、横になりたい時は横に なれます。これは運転中とは全く違います。

一人で運転することも多いと思います。かくれ脱水など体調の変化に気付きにくいかもしれません。仕事の時間が気になるかもしれませんが、できれば定期的に涼しいところで休憩をとり、早め早めに水分補給をしてください。

熱中症かなと思ったら

- ・決して無理せず少しでも涼しい場所で休憩する
- ・水分を摂る
- ・服をゆるめる

それでも体調が戻らない場合は病院に行ってください



真夏だけでなく残暑の季節も要注意です。様々な工夫で熱中症対策をして乗り切っていきましょう。

熱中症にかからないために

- ・のどが乾いてなくてもこまめに水分を摂る
- ・塩飴や塩分を補えるものを持っておく
- ・クーラーボックスに飲み物や保冷剤や冷えたタオルを備える
- ・扇風機を備える
- ・休憩や仮眠は涼しい場所でとる
- ・屋外作業では、ファン付き作業着を使う等

何より日頃からの体調管理が大事です。



熱中症注意

何より日頃からの健康管理が大事

- ○生活習慣が基本です。
- ・しっかり寝る
- ・前日の飲酒は控えめに
- 朝ごはんを食べる

和食は、塩分、水分等を含むので、おすすめです。

- (例) ご飯、味噌汁、梅干し、おかず
- ○持病がある場合は、働き方を医師に相談しましょう。
- ○いつもと体調が違うときは、無理して仕事をしない選択をしてください。



【連載】身近な危険を再確認 (第6回) 最終回

見通しの良い交差点での出会い頭の衝突事故

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全管理士

はじめに

自分の髪の毛は自分で切っている安全管理 士の遠藤聡です。

くしも合わせ鏡も使わずに、はさみ一本でカットしています。コロナ禍に入ってからは、一度も床屋に行かずに毎回自分でカットしているので、けっこう腕も上がりました。よく「後ろの方なんか見えないのにどうやって切ってるの?」と聞かれます。手さぐりです!

髪の毛なら手さぐりで切ることができて も、車の運転はそうはいきません。

誰でも、まっすぐ前を見て前方の状況を常 に確認しながら運転していますよね。

しかし、日中に見通しの良い交差点で出会い頭の衝突事故が数多く発生しているのです。特に田園地帯などの長い直線が続く道で多く、互いにまっすぐ前を見て運転しているのに事故は起きています。「衝突するまで、相手の車に気付かなかった」というケースも多いのです。

この事故の特徴としては、激しく衝突するということです。上にも書いたように、衝突して初めて相手の存在に気付く…つまりノーブレーキで衝突するケースが多いということです。したがって、死亡事故につながるケースも当然多いのです。

コリジョンコース現象

お気付きの方もいらっしゃると思いますが、これはどちらか一方の不注意ということではありません。もし相手の車両が速度を落とさずに交差点に近づいてくれば、たとえこちらが優先道路であったとしても、それはブレーキを踏んで事故を避けますよ。つまり、両者ともお互いの存在に気付いていないんです。

あまりにも奇妙で理解しがたいこの不思議な現象は「コリジョンコース現象」と呼ばれていますが、これには人間の視覚の特性(脳のしくみ)が深く関わっているのです。

人間の視野には中心視野と周辺視野とがあります。中心視野は視線を中心にした20°~30°の範囲で、詳細・鮮明に見える部分ですが、そこから外れた周辺視野では、はっきりとは見えない代わりに、動くものに対して非常に敏感に対応できるのです。脳は、周辺視野で敏感に捉えた「動くもの」を、瞬時に中心視野で確認するというしくみを持っています。

人間の脳の仕組み

ちょっと思い浮かべてみてください。公園 の小道を散歩中、左側から自分の足元にボー ルがコロコロっと転がってきたとします。す るとボールが視界に入った瞬間、反射的に パッとそちらを見ませんか?不意に視界に 入ってきた「動くもの」、周辺視野はそれを 敏感に捉えます。ただ、その時点ではボール なのか、動物なのか、もしや危険物なのか分 かりません。それをすぐに確認するために、 脳が「すぐにそちらを向いて中心視野でよく 見て確認しなさい!」と命令します。それで すぐさま両目の中心視野でその「動くもの」 をはっきり見ることになるのです。それで 「あっ、ボールだ…子供に返してあげよ う!」となるわけです。この場合、脳が周辺 視野の中で「動くもの」に反応したわけで す。

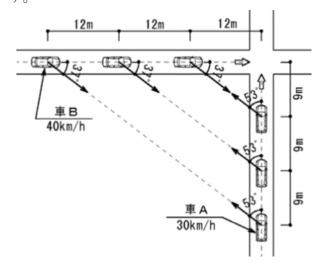


図1 コリジョンコース説明図

図1を見てください。車Aと車Bがそれぞれスピードを変えずに進んでいくと、同時に交差点に到達します(衝突ですね!)。そのまま進めば衝突する進路…これをコリジョンコースといいます。ここで注目していただきたいのは、運転手からお互いの車が見える角度です。

双方がまっすぐ前を見て運転していると、それぞれ図のような角度で相手の車が見えます。見えるというより、視界に入っていると言った方が正しいですね。(ちなみに、車Aと車B、それぞれのスピードが同じ場合に、お互い見える角度がちょうど45°になることもお分かりだと思います。)

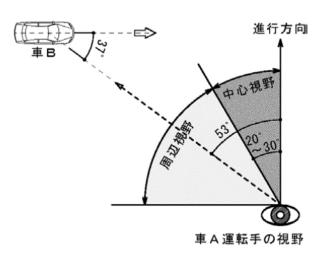


図2 中心視野と周辺視野

さらに、図2のように、相手の車は周辺視野に入るわけです。そして重要なのは、車が進んでいっても、この角度が変わらないということです。このため、交差点に近づくに従って、はじめは「点」であった相手の車の像は少しずつ大きくなりますが、周辺視野の

中では動かないのです。したがって、脳がこれに反応できず、お互いに相手の車を見落としてしまうのです。

答えは簡単

しかし、両目の中心視野で相手車両を見る ことで、一挙に解決します。対策をまとめま したので、参考にしてください。

1 見通しの良い交差点でも、速度を落とす

速度が変化すれば、相手車両が周辺視野の中で動き、脳が反応して認知します。こちらが速度を変えると、実は相手もこちらに気付くのです。

2 交差点手前では左右に顔を向けて確認 する

相手車両を中心視野で直接見れば、相手車両の情報が明確になります。「右見て左見て…」基本ですね。

3 標識がある場合には、確実に一時停止する

こちらが優先であっても相手が止まらない 可能性も考えてみましょうか。どちらか一方 が交差点手前で停止すれば、この事故は起こ りません。

ここまで読んでくださった皆さんはこの現象による事故を起こすことはないでしょう! 自分で事故を回避できるし、相手に自分の存在を知らせることもできるんですから。



57歳の浅川部長は、妻から突然「離婚したい」と言われ、唖然呆然に・・・・

事例紹介から

「会社人間」の浅川営業部長は、ある日突然、妻から「あなたと離婚したい」と言われビックリ仰天。まったく予想外の出来事だから。

帰宅は遅く、家事・子どものことは妻に任せっぱなしであった。浮気したわけでなく給与 は全額振込み、妻が家計を握っていた。

「なぜ?」と聞けば、妻は「子どもが巣立つまでは父親が必要だし、収入が保証されていたから我慢した。でもあなたが定年になり、二人だけの生活は耐えられない」、「私は私の人生を生きたいから」と主張。長男は大学を卒業後に就職しています。長女は来年春に卒業予定です。

1. 熟年離婚⇒夫はぼっち生活、妻はイキイキ



熟年離婚は夫に強い衝撃を与える。そうなれば子どもは妻の側に行きます。夫は、一人の 生活を余儀なくされます。**"ぼっち"になるのです。**



淋しさだけではありません。**身辺処理ができない夫は家事をしなければならない。**一方、**妻は夫から解放され、スッキリ**しています。



もっとしんどくなるのは定年後です。退職すれば仕事がなくなるだけではなく、仲間と飲みに行くゴルフをするなど、一緒に過ごす楽しみもなくなるから。

一人生活を、ズッと過ごさなければならない!!

2. "仮面夫婦"サインに気づくかどうか



では離婚を防ぐにはどうすれば良いのでしょうか?妻の不満をキャッチし、対応することです。例えば妻からの「私たちは"仮面夫婦"でしょ?」サインを。

帰宅時間が遅い⇒家での食事回数が減る⇒会話がなくなっていく⇒外食や旅行をしな くなる⇒スキンシップも減少=仮面夫婦

の流れをキャッチし行動を変えること。まず帰宅時間を早め、自宅で食事をし、会話を増やすことからスタート。何気ない会話でもOKですよ。



離婚の申し出は、ほとんどは妻からです。夫婦で協議し、離婚届を提出すれば離婚になります。



年金も分割して受け取れるようになったので、熟年離婚は増加傾向にあります。

最後に「マコトの一言」で締めくくります。



職場の安全衛生意識の高揚のために是非ご活用ください

小企業無災害記録表彰

陸災防では、常時50人未満の労働者を使用する事業場の無災害記録について、表彰を行っています。この無災害記録には、第1種から第5種までの5種類があり、第1種は3年間、第2種は5年間、第3種は7年間、第4種は10年間、第5種は15年間の無災害を称えるものです。

表彰事業場には、会長名の表彰状と副賞(第4種・第5種)を支部長を経由して授与するとともに毎月の「陸運と安全衛生」や陸災防ホームページで紹介しています。また、本部から所轄の労働基準監督署及び都道府県労働局にもお知らせしています。

本表彰は、会員事業場からの申請により実施しています。申請に当たっては、各都道府県支部にお申し出ください。



表彰状



副賞:第4種(10年)第5種(15年間)

小企業無災害記録証

小企業無災害記録証は、小企業無災害記録表彰第5種取得後も無災害を継続している 事業場に対して、その実績を評価し、当該事業場の自主的安全活動の一層の促進を図 ることを目的として、第5種無災害記録樹立後5年ごとに交付されるものです。

記録証の交付は、小企業無災害記録表彰と同様に、会員事業場からの申請により実施しています。申請に当たっては、各都道府県支部にお申し出ください。



記録証



証書ホルダー

小企業無災害記録表彰[令和6年7月]

	事業場名	労働者数	無災害期間	支部名
第1種	藤田通運株式会社本社営業所	15名	令和3年5月1日~令和6年4月30日	福島県
第1種	杉本道路株式会社本社営業所	23名	令和3年4月1日~令和6年3月31日	岡山県
第2種	安立運輸株式会社福島営業所	28名	令和元年6月1日~令和6年5月31日	福島県
第2種	株式会社かねゑ運輸	34名	令和元年5月1日~令和6年4月30日	福島県
第2種	株式会社高橋水産運輸前橋営業所	32名	令和元年5月9日~令和6年5月8日	群馬県
第2種	有限会社群馬中日輸送本社営業所	20名	平成29年11月3日~令和4年11月2日	群馬県
第3種	有限会社こだま運輸本社営業所	18名	平成29年6月3日~令和6年6月2日	群馬県

陸災防では、常時50人未満の労働者を使用する事業場の無災害記録について、表彰を行っています。 この無災害記録には、第1種から第5種までの5種類があり、第1種は3年間、第2種は5年間、第3種は7年間、 第4種は10年間、第5種は15年間の無災害を称えるものです。

●申請方法

本表彰は、会員事業場からの申請により実施しています。申請に当たっては、各都道府県支部にお申し出ください。事業場の安全衛生に対する取組を応援するため、この制度をご活用ください。

【支部の活動(フォークリフト運転競技大会)】

全国フォークリフト運転競技大会参加に向け、各都道府県で競技大会が開催されています(上位者の紹介)

陸災防が9月28日(土)・29日(日)中部トラック総合研修センター(愛知県みよし市)にて実施します「第39回全国フォークリフト運転競技大会」への参加選手推薦のため、また、労働災害防止の推進のため、各都道府県支部で「フォークリフト運転競技大会」が開催されております。 各支部で7月1日から7月31日までに開催された大会の上位者をご紹介します。 (敬称略)

支部名	部門	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
青森県	一般	岩間高宏	西山 翔	苫米地海		
岩手県	一般	佐藤 盛	村田雄輝	菊池雅人		
石丁 东	女性	朝倉華蓮			•	
宮城県	一般	庄司誠幸	菅野恵史	千田悠貴		
山形県	一般	酒井正行	瀬野宏一	佐藤大道		
栃木県	一般	中村真彦	櫻井拓也	渡邉邦和		
群馬県	一般	南雲伸一	角田雅彦	齋藤直也		
4十六7天	女性	竹内陽子	小田部鈴音			
埼玉県	一般	中村直矢	齋藤圭介	長島大輔		
刈	女性	杉本実穗				
千葉県	一般	髙根精	大森春輝	玉井啓太		
新潟県	一般	森山 伸	土田敏生	高橋海斗		

支部名	部門	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
富山県	一般	川瀬 駿	粟林和耶	上川友梨恵		
三重県	一般	小川裕樹	山下新二	川北司	吉田優佑	伊藤智樹
滋賀県	一般	進藤雅紀				
	女性	新谷真代				
大阪府	一般	田村蓮				
京都府	一般	高谷昌樹				
WHAN.	女性	島田香織				
鳥取県	一般	角 拓也	中田和真	野田彰範		
岡山県	一般	佐藤修子	西山智也	藤原明広	宮西正規	田村貴弘
山口県	一般	久保治彦				
ш н ж	女性	木村優香				
佐賀県	一般	池田泰蔵	野田潤	落合義博	古賀清志	宮﨑豊
化 貝ボ	女性	久保田葵				
熊本県	一般	三島利顕	内田貴雄	石井 剛		
が一大	女性	上川真世				
大分県	一般	佐藤貴史	令官隼人	宇和田伸司	特別賞:	秦 香織
鹿児島県	一般	中原拓郎	吉田湧人			



青森県大会上位者の方々



宮城県大会上位者の方々



岩手県大会上位者の方々



山形県大会上位者の方々



栃木県大会上位者の方々



群馬県大会上位者の方々



埼玉県大会上位者の方々



千葉県大会上位者の方々



新潟県大会上位者の方々



富山県大会上位者の方々



三重県大会上位者の方々



滋賀県・大阪府・京都府大会上位者の方々



鳥取県大会上位者の方々



岡山県大会上位者の方々



山口県大会上位者の方々



佐賀県大会上位者の方々



熊本県大会上位者の方々



大分県大会上位者の方々



鹿児島県大会上位者の方々

創立60周年記念 第60回全国陸災防大会を開催します

創立60周年記念 第60回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会

開催日 令和6年10月28日(月) 会 場 きゅりあん(品川区立総合区民会館) 東京都品川区東大井5-18-1



会場 きゅりあん (品川区立総合区民会館)

創立60周年記念シンポジウム

「陸運業における安全衛生活動の一層の向上を目指して」

陸運業の労働災害は近年増加傾向にあり、国の第14次労働災害防止計画における業種別対策において、陸運業はその筆頭に掲げられています。

陸運業における休業4日以上の労働災害の約7割は荷役作業中に発生し、その約6割は荷主先での作業中に発生しています。働き方改革への対応をはじめ陸運事業者を取り巻く環境が変化する中にあって、陸上貨物運送にかかわるそれぞれの関係者が労働災害防止のためにどのような役割を果たす必要があるかについて、学識経験者、陸運事業者、労働組合、行政担当者のそれぞれの立場からディスカッションを行います。

記念特別講演

「ほめるコミュニケーションが生む職場の活力とモチベーション」 感動経営コンサルタント 中村早岐子 様 《厚生労働省補助事業》

安全衛生推進者のための **労働災害防止対策セミナーのご案内**

労働者数10人以上50人未満の事業場においては、安全衛生に係る業務を担当する「安全衛生 推進者」を選任することが労働安全衛生法で義務付けられています。

陸運業における労働災害を減らすためには、安全衛生推進者が職務遂行に必要な知識を身につけ、事業場における安全衛生活動をリードしていくことが大切です。

当協会では、安全衛生推進者の選任率の向上及びレベルアップを図るため、「安全衛生推進者のための労働災害防止対策セミナー」を実施します。多くの安全衛生担当者のご参加をお待ちしています。



セミナーの内容

- 1 陸運業における労働災害発生状況
- 2 安全衛生推進者の職務
- 3 モデル安全衛生管理規程
- 4 災害事例に学ぶ安全衛生推進者の職務の実践

開催時間 13時30分~16時00分(休憩含む)

参加対象者 ・安全衛生推進者に選任されている方

• 陸運業で主に安全管理を担う方

• 今後、安全を担当する予定の方

受講料 無料

受講証明 本説明会を受講された方には、受講証明書を発行します

問合せ先 陸災防 各都道府県支部

(本セミナーは、法令でカリキュラムが定められている安全衛生推進者養成講習や安全衛生推進者能力向上教育(初任時)ではありませんのでご注意ください。)

「安全衛生推進者のための労働災害防止対策セミナー」開催日程

都道府県	開催日	会場	都道府県	開催日	会場	都道府県	開催日	会場	
北海道	9月4日(水)	北海道トラック 総合研修センター	石川	11月21日(木)	石川県トラック会館	広島	9月19日(木)	広島県トラック 総合会館 5階大研修室	
青森	11月5日(火)	八戸総合卸センター HOCコネクト	福井	11月29日(金)	福井県トラック 総合研修会館3F	広島	9月24日(火)	広島県トラック協会 東部研修センター 大会議室	
青森	11月6日(水)	青森県トラック協会 研修センター	長野	11月5日(火)	長野県トラック会館	户口	8月22日(木)	山口県トラック協会 研修会館	
宮城	8月28日(水)	宮城県トラック協会 会議室	岐阜	11月5日(火)	トラック協会研修室	高知	2月13日(木)	セリーズ	
山形	9月17日(火)	文化館「なの花ホール」	静岡	9月13日(金)	静岡県トラック協会	福岡	10月18日(金)	福岡県トラック総合会館	
茨城	2月6日(木)	茨城県トラック総合会館	愛知	10月10日(木)	中部トラック 総合研修センター	佐賀	9月17日(火)	佐賀県トラック協会 研修会館 大会議室	
栃木	11月13日(水)	とちぎ産業交流センター	大阪	8月29日(木)	大阪府トラック総合会館	長崎	9月12日(木)	長崎県トラック協会 研修会館	
群馬	8月28日(水)	群馬県交通運輸会館	兵庫	9月26日(木)	兵庫県トラック総合会館	熊本	11月26日(火)	熊本県トラック協会 研修センター旧館2階	
埼玉	10月上旬	埼玉県トラック総合会館 6階 大会議室	和歌山	9月9日(月)	和歌山県勤労福祉会館プラザホープ	大分	9月10日(火)	大分県トラック会館 5階大会議室	
東京	10月8日(火)	東京都トラック総合会館	鳥取	10月24日(木)	鳥取県トラック協会 3階研修センター	宮崎	9月6日(金)	宮崎県トラック協会 総合研修会館	
神奈川	10月11日(金)	神奈川県トラック 総合会館6階 第1研修室	島根	9月26日(木)	くにびきメッセ 601大会議室	鹿児島	9月25日(水)	鹿児島県トラック 研修センター	
富山	10月21日(月)	富山県トラック会館 3階研修室	岡山	9月19日(木)	岡山県トラック 総合研修会館	沖縄	10月25日(金)	九州沖縄トラック 研修会館	
記載のない	載のない府県につきましては、日程調整中です。								

令和6年度 厚生労働省補助事業

陸運事業者のための安全マネジメント研修

~ 運輸安全マネジメントと労働安全衛生マネジメント システムガイドラインの一体化による効果的な運用 ~





この研修会は、安全性優良事業所の対象研修となります。

運輸安全マネジメント(運輸安全M)は輸送の安全の確保を、一方、陸運業における 労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン(RIKMS:リクムス)は労働者の安 全衛生の確保をそれぞれ主眼にしています。運輸安全Mは法律で義務化されているのに 対し、RIKMSは努力義務にとどまっていますが、いずれも、事業者として取り組んで いかなければならない内容のものです。



運輸安全MとRIKMSを全く別個の存在に感じている中小規模トラック事業者が多く、混乱している実態があります。この2つのマネジメントを一体的に運用することにより、効果的に事故や災害のリスクを低減し、安全衛生のレベルアップを図ることが可能になります。

当研修会では、運輸安全(労働安全衛生を含む)水準の向上のための、P(計画)-D(実施)-C(評価)-A(改善)のサイクルを回す管理手法及びリスクアセスメントについて解説することとします。

陸運事業者のための安全マネジメント研修

容: (1) 「運輸安全マネジメント」と「RIKMS」の概要説明(30分)

(2) 「運輸安全マネジメント」と「RIKMS」の一体的運用方法について(60分)

(3) リスクアセスメントについて(90分)

受講証明: 本研修会を受講された方には、受講証明書を発行します。

問合せ先: 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 各都道府県支部

「陸運事業者のための安全マネジメント研修」開催日程

都道府県	開催日	会場	都道府県	開催日	会場
北海道	9月6日(金)	北海道トラック総合研修センター	山梨	11月8日(金)	山梨県自動車総合会館4階
青森	2月予定	青森県トラック協会研修センター	長野	10月7日(月)	長野県トラック会館
岩手	11月20日(水)	岩手県トラック協会総合研修会館	静岡	11月8日(金)	静岡県トラック協会
秋田	10月24日(木)	秋田県トラック協会 中央研修センター	愛知	11月27日(水)	中部トラック総合研修センター
山形	9月3日(火)	山形県トラック総合会館	大阪	9月11日(水)	大阪府トラック総合会館
福島	12月6日(金)	福島県トラック協会 県中研修センター	兵庫	10月10日(木)	兵庫県トラック総合会館
茨城	2月20日(火)	茨城県トラック総合会館	鳥取	10月23日(水)	鳥取県トラック協会 3階研修センター
栃木	9月11日(水)	清原工業団地管理センター 大会議室	島根	11月14日(木)	朱鷺会館 中ホール
群馬	10月9日(水)	群馬県交通運輸会館	担	2月6日(木)	岡山県トラック総合研修会館
埼玉	8月29日(木)	埼玉県トラック総合会館 6 階大会議室	徳島	1月23日(木)	徳島県トラック会館
東京	11月11日(月)	東京都トラック総合会館	香川	2月7日(金)	香川県トラック総合会館
新潟	9月13日(金)	新潟県トラック総合会館	熊本	10月22日(火)	熊本県トラック協会研修センター 旧館2階
富山	8月30日(金)	富山県トラック会館3階研修室			

《厚生労働省補助事業》

荷役作業安全ガイドライン説明会のご案内

陸運業の労働災害の多くは、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生しています。またその多くが、荷主等の事業場で発生している実態があります。厚生労働省では「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定し、陸運事業者の実施事項、荷主等双方の実施事項を示しています。本年度は、陸運事業者向け荷役作業安全ガイドラインの説明会を以下の開催地で実施します。多くの皆様のご参加をお待ちしています。

内容

- 荷役作業における労働災害の現状と事業者の責務
- 荷役作業における労働災害防止対策
- 荷役作業の安全衛生教育と安全衛生意識の高揚
- 荷主等との連絡調整

開催時間 13時30分~16時00分(休憩含む)

参加対象者 陸運事業者の安全担当責任者等

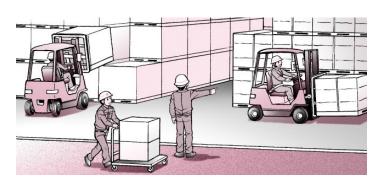
受講料 無料

受講証明 本説明会を受講された方には、受講証明書を発行します

問合せ先 陸災防 各都道府県支部

「荷役作業安全ガイドライン説明会」開催日程

都道府県	開催日	会場	都道府県	開催日	会場
北海道	9月5日(木)	北海道トラック総合研修センター	広島	10月10日(木)	広島県トラック総合会館 5 階大研修室
山形	11月13日(水)	山形県トラック総合会館	山口	12月10日(火)	山口県トラック協会研修会館
福島	2月13日(木)	福島県トラック協会 県中研修センター	愛媛	1月27日(月)	愛媛県トラック 総合サービスセンター
茨城	11月8日(金)	茨城県トラック総合会館	高知	12月19日(木)	セリーズ
神奈川	R7.2月予定	未定	福岡	1月30日(木)	福岡県トラック総合会館
石川	12月3日(火)	石川県トラック会館	佐賀	11月6日(水)	佐賀県トラック協会 研修会館2階大会議室
福井	10月26日(土)	福井県トラック総合研修会館3F	長崎	10月10日(木)	長崎県トラック協会研修会館
岐阜	8月27日(火)	トラック協会研修室	大分	10月16日(水)	大分県トラック会館5階大会議室
三重	10月7日(月)	三重県トラック協会研修センター	宮崎	11月29日(金)	宮崎県トラック協会総合研修会館
滋賀	10月7日(月)	滋賀県トラック総合会館	沖縄	11月15日(金)	九州沖縄トラック研修会館
和歌山	11月18日(月)	和歌山県勤労福祉会館 プラザホープ			





不慣れなリーチフォークリフトで運転操作を 誤りプラットホームから転落

- 1 事業の種類:運送業(従業員35名)
- 2 **発生月時・場所**:6月11時半頃 自社構内
- 3 被災者:トラック運転者 30代 経験2年
- 4 傷病の程度:右手首骨折、右足首捻挫、

右膝・臀部・腰部・肩部・

右肘打撲

5 災害発生状況

被災者は、午前中の配送を終え事業場に帰 社した。

車両をプラットホームに接車して事務所に 戻り、午後の作業指示を受けた。午後の作業 は、2か所への配送作業であった。

被災者が午後配送する荷物を探したところ、荷物はプラットホーム端部近くに置いてあり、荷物の前にキーが差し込まれたままのリーチ式フォークリフト(以下「リーチFL」という。)が駐車されていた。

被災者は、午後の業務をスムーズに開始するため、リーチFLを移動させようと乗り込んで運転した。プラットホーム端部まで移動させたので停止しようとしたが、操作を誤りプラットホームからリーチFLごと転落した。

リーチFLが転落する際、被災者は咄嗟に飛び降りようとしたが間に合わず、プラットホームから落下した。幸いなことにリーチFL落下地点と逆の方向に落下したため、下敷きにはならなかったが、落下した衝撃で右手首を骨折し右半身に捻挫及び打撲を負った。

6 被災時の状況、行動及び心理等

- 被災者は、異業種から転職後にフォークリフト運転技能講習を修了し、日頃の業務ではカウンターバランス式フォークリフトを運転していた。
- ・種々の業務に対応するため、管理者から リーチFLも運転できるよう求められてお り、1週間前に半日の指導を受けた。3日前 に初めてリーチFLを使用してプラットホー ム上で荷物の集積をしていたところ、後進 中に逸走してプラットホーム上の荷物に激 突した。そのため、被災者は再度指導を受

けるまでリーチFLの使用を禁止されてい た。

- ・被災者は業務ではなく空車のリーチFLを移動させるだけなので、問題ないと考えた。
- ・被災者は先日の物損事故後、自主練習を 行ったので自信があり、速度を上げて運転 した。

7 原因

- (1) 物の不安定な状態
 - ・キーが差し込まれたままリーチFLが駐車 されていたこと(効率よく作業できるよ うにキーは差し込まれたままで駐車され ており、管理者側はキーを抜いて駐車す るような指示はしていなかった。)
- (2) 人の不安定な行動及び心理状況
 - ・リーチFLの使用禁止を守らなかったこと
- (3) 管理面での不安全な要因
 - フォークリフトが荷の前に置かれていた こと
 - ・車種による運転の可否を徹底していなかったこと プラットホーム上では、カウンターバランス型フォークリフト2台とリーチFL1台が使用されていたが、管理者側は車種による運転可否の区別を徹底していなかったこと
 - ・リーチFLの教育に当たり、指導者の下で の練習を徹底せず、作業者同士での自主 練習及び個人での自主練習を容認してい たこと

8 安全対策

- (1) 物の不安全な状態
 - キーを差し込んだまま駐車させない。
- (2) 人の不安全な行動
 - ・事業場で定めたルールの順守徹底を 図る。
- (3) 管理の不安全な要因
 - フォークリフトは、作業の妨げにならない位置に停車する。また、そのルールを 徹底する。

- ・実車を用いた練習を行う際は、会社が指 名した者の指揮下でのみとし、作業者同 士の指導による自主練習は禁止する。
- ・自主練習を行う際は、イメージトレーニングだけとし、実車は稼働させない。
- ・車種ごとの運転操作の可否を作業者に徹底し、許可されていない車種の運転禁止 を徹底する。
- 外部の教育機関を受講した際は、管理者が社内での実車による運転操作を確認後、車種ごとの使用を許可する。

まとめ

過去にはリーチFLによるプラットホームからの転落死亡災害が発生しています。

フォークリフトを使用させる側及び使用する側が、リーチFLとカウンターバランス式フォークリフトとは全くの別物であることを、どれくらい認識しているでしょうか。同じフォークリフトの名称がついているから、技能講習修了者であればリーチFLを運転操作できて当然だと思っているのではないでしょうか。リーチFLを用いる作業に限らず、資格を持っているから運転できるだろうではなく、実作業で事業場が想定する作業ができるか確認してから業務に就かせるべきであることを再度認識することが重要です。

【陸災防から会員事業場の皆様へお知らせ】

「陸運と安全衛生 Year Book」をお届けします

広報誌「陸運と安全衛生」1年分の主要記事を基に再構成しました「陸運と安全衛生 Year Book 2024」が完成しましたので全ての会員の皆様に直接お届けいたします。本誌のお届けは、令和6年8月を予定しております。

本誌では、荷役作業における安全対策や行政からの「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」改正の解説記事を始め、陸運業における職場の安全と健康に関する記事を多数掲載しております。

なお、本誌は毎年継続して陸災防会員の皆様にお届けしております。 本誌を労働災害防止活動の推進にご活用いただければ幸いです。

お問合せ先:陸災防本部広報課 TEL 03-3455-3857



陸運と安全衛生 Year Book 2024

主唱:厚生労働省/労働災害防止団体等 令和6年



計省、中央労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止 協会などでは5月1日から9月30日まで[STOP!熱中症クールワーク キャンペーン」を実施します。陸運業における熱中症による死傷者数 (連輯値)は3年連続で増加しており、製造業、建設業に続き全業種のう 513%を占めています。陸災防では熱中症対策用のグッズ、小冊子を 会員様向けに特別価格で販売いたします。

熱中アラームTT-562

通常価格 8,250円 全員特別価格 7,013



危険度にあわせて、 異なる警告アラームが鳴ります。











STOP! 熱中症

クールワークキャンペーン



発症時、 緊急時の 措置を確認!





働く人の熱中症予防 ~暑さから身を守ろう~。

通常価格 110円

会員特別価格 94円(

他人の無中症予防 ~器さから身を守るう~

中央労働災害防止協会 編

8頁/4色刷 A5判

定価 110円

熱中症の症状、水分や塩分の補給のしかた、 救急処置などについてイラスト入りでわか りやすく解説。人が汗をかく仕組みやアイス スラリーによるプレクーリングの効果など も紹介。

改訂

熱中症・夏場対策にはこの一冊!



知っておきたい 熱中症予防のきほん

通常価格 242円

>会員特別価格 206円 (税込)

堀江 正知 監修 中央労働災害防止協会 編

8頁/4色刷 B5判

定価 242円

日常生活の中でできる熱中症予防を紹介した 小冊子。熱中症の症状やWBGT(暑さ指数)の 見方など予防の基本を知ることができる。ま た、始業前と終業後の過ごしかたなど、生活 シーンで気を付けることをイラスト入りでわ かりやすく解説。

新刊



TABLE TO

お申込先 FAX 03-3453-7561 (こちらの商品のご注文は FAX のみで承っております)

■FAX达信用ご注义書		2023				
貴社名						
ご住所〒						
ご所属	ご担当者					
TEL	FAX					
☆ 熱中アラーム TT-562	45362 8,250m ▶ 7,01					
す マイファンプラス マルチクリップ	45375 3,960 ₽ ▶3,36	# 6 _m				
氷のう(仕事猫)	45370 660m ► 56					
マジクール EX	45366 1,628m ▶ 1,38					
働く人の熱中症予防 ~暑さから身を守ろう~	21548 110m 9	# 4 _m				
知っておきたい 熱中症予防のきほん	21638 242m 20					

● 掲載の用品・図書・発送料は、消費税10%込みの価格となっております。 ● 商品は中央労働災害防止協会より発送されます。請求書を別途郵送いたします。

 ① 図書―冊のみを購入の場合
 440円

 ② 購入図書・用品の合計額が11,000円未満の場合
 990円

 ③ 購入図書・用品の合計額が11,000円以上22,000円未満の場合
 1,870円

 ④ 購入図書・用品の合計額が22,000円以上110,000円未満の場合
 2,640円

 ⑤ 購入図書・用品の合計額が110,000円以上の場合
 無料

※ 新刊・新製品については、入屋状況により免送が遅れる場合があります。 [キャンセル] ご注文商品出荷後のキャンセルはできません。 [返品・交換] 商品の不同合、当方の不確を除さ、お高様の ご面合によるご注文商品の成品・交換はお受けてきません。

お申込 お問い合わせ先:陸上貨物運送事業労働災害防止協会 TEL 03-3455-3857

商品に関するお問い合わせ先:中災防 出版事業部 企画開発課 TEL 03-3452-6844



業種別労働災害発生状況(令和6年速報値)

令和6年7月9日現在

	死亡災害										
			令和6年 [速幸	1~6月 8値]	令和5年 [速幸	≦1~6月 服値]	対前年比較				
			死亡者数(人)	構成比(%)	死亡者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)			
全	産	業	299	100.0	302	100.0	-3	-1.0			
製	造	業	56	18.7	59	19.5	-3	-5.1			
建	設	業	101	33.8	88	29.1	13	14.8			
交	通運輸事	業	3	1.0	5	1.7	-2	-40.0			
陸」	L貨物運送事	業	42	14.0	46	15.2	-4	-8.7			

	死傷災害										
			令和6年 [速幸		令和5年 [速幸	E1~6月 最値]	対前年比較				
			死傷者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)			
全	産	業	54,134	100.0	52,956	100.0	1,178	2.2			
製	造	業	11,045	20.4	11,038	20.8	7	0.1			
建	設	業	5,598	10.3	5,732	10.8	-134	-2.3			
交证	通運輸事	業	1,345	2.5	1,293	2.4	52	4.0			
陸上	貨物運送事	業	6,858	12.7	6,693	12.6	165	2.5			

事故の型別 死亡災害発生状況 (陸上貨物運送事業 速報値)

令和6年7月9日現在

	合計	墜落・転落	転倒	飛来·落下	崩壊·倒壊	激突され	はさまれ・ 巻き込まれ	交通事故 (道路)	交通事故 (その他)	その他
令和6年1~6月	42	7	1	3	0	2	9	18	0	2
令和5年1~6月	46	9	2	2	1	3	5	22	0	2
対 前 年 増 減	-4	-2	-1	1	-1	-1	4	-4	0	0

(注)この表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」~「交通事故(その他)」以外をまとめたもの

事故の型別 死傷災害発生状況 (陸上貨物運送事業 速報値)

令和6年7月9日現在

	合計	墜落•転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊•倒壊	激突され	はさまれ・ 巻き込まれ	交通事故 (道路)	交通事故 (その他)	動作の反動・ 無理な動作	その他
令和6年1~6月	6,858	1,813	1,335	500	296	155	363	699	334	7	1,197	159
令和5年1~6月	6,693	1,785	1,307	482	277	161	333	690	329	1	1,169	159
対 前 年 増 減	165	28	28	18	19	-6	30	9	5	6	28	0

(注)この表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」~「動作の反動・無理な動作」以外をまとめたもの

詳細は、陸災防ホームページhttp://www.rikusai.or.jp/に掲載

資料出所:厚生労働省

[死亡災害]

死亡災害は42人となり、前年同月と比べて4人の減少となった。事故の型別で見ると、「交通事故(道路)」が18人と最も多く発生しているものの、前年同月からは4人の減少となっている。次いで「はさまれ・巻き込まれ」が前年同月と比べて4人増加の9人と続いている。

[死傷災害]

死傷災害は6,858人となり、前年同月と比べて165人の増加となった。事故の型別の状況を前年同月の状況と比較すると、「激突され」(+30人)、「墜落・転落」(+28人)、「転倒」(+28人)が大きく増加している。「切れ・こすれ」(-12人)、「崩壊・倒壊」(-6人)は減少している。

陸運業 死亡災害の概要(令和6年)

令和6年7月6日現在 陸災防調べ

災害発生 月日	事故の型	起因物	性 別	年 齢	職種	経験 期間	被災時の 作業内容	災害の概要
6年 6月 26日	交通事 故(道 路)	トラック	男 性		貨物自 動車運 転者	5年		木材チップを運送していた大型トレーラートラックが、下りカーブにおいて道路を逸脱、横転(上下逆の転覆状態) し、運転手が死亡したもの。
6年 6月 1日	交通事 故(道 路)	トラック	男性		貨物自 動車運 転者		10tトラッ クの運 転業務	国道を10tトラックで走行していた被災者が、右カーブに 差し掛かったところ、対向車(10tトラック)がセンターライ ンをはみ出したため、両トラックの右前方が衝突(いわゆ るオフセット衝突)したもの。被災者及び対向車の運転手 の双方が死亡した。被災者側車線は7%の登り勾配であ り、登坂車線がある計3車線道路であった。
6年 5月 27日	交通事 故(道 路)	トラック	男性		貨物自 動車運 転者	15		被災者は4tトラックを運転し、高速道路を走行中、渋滞によりノロノロ運転になっていた渋滞最後尾のトラックに高速走行のまま追突し、死亡したもの。積荷は新品パレット1.5tであった。この事故により、追突されたトラックの運転手は軽傷、さらにその前方を走っていたトラックに玉突き事故となったものの、その運転手に怪我はなかった。
6年 5月 20日	有害物等との接触	その他 の危病 物等	男性		積卸し 作業者		玉外し 作業	貨物船の船倉へヤシ殻(バイオマス燃料)を積み込む作業。作業で使用するドラグ・ショベルが船倉内へ搬入された後の玉外しをするため、船倉天井のハッチを開けて作業員2名が船倉内に入りヤシ殻の上で待機していたところ、意識を失った。1名は意識を取り戻したが、1名は死亡した。災害発生当時、船倉にはヤシ殻約8,000tが積載され、前日に作業は行われていなかった。推定原因は酸素濃度を測定せずに、酸素欠乏状態となっていた船倉内に立ち入ったこと。
6年 5月 17日	交通事 故(道 路)	トラック	男 性		運転者	年	陸上貨物運送(トラックになき) いて道路走行中)	被災者が運転する大型トラックが道路脇のガードレール を突き破り、木に衝突して横転したもの。なお、現場は片 側3車線で見通しの良い直線。
6年 5月 2日	飛来、落下	移動式クレーン	男性		貨物自 動車運 転者		荷卸し 作業	物流センターの新築工事において、当該工事に用いる梁材を移動式クレーンにより貨物自動車の荷台から荷卸しする作業中、移動式クレーンで梁材を吊り上げたところ、吊り上げた梁材の横に積載されてている梁材の出っ張りに吊り上げた梁材が引っ掛かったため、横に積載されている梁材が貨物自動車から落下し、地上にいた当該貨物自動車の運転者が落下した梁材の下敷きになり死亡したもの。

陸災防の動き

7月 ・夏期労働災害防止強調運動 7月1日~31日

- ・安全衛生教育講師(インストラクター)養成講座 7月16日~19日
- ・第11回業務実績評価委員会 7月22日

安全ポスターのご案内

トラック降車時の三点支持徹底にご活用ください!



安全ポスター No.85

陸運業の死傷災害で最も多発している墜落・転落災害は、トラックからの昇降中に多く発生しています。

この度、令和6年度陸災防安全衛生標語荷役部門優秀作品「身を守る 三点支持を 習慣に」をテーマとした安全ポスターを作成し、頒布中(価格297円(税込))です。

安全な昇降方法の周知に本ポスターをご活用ください!

品名:安全ポスターNo.85 価格:210円(税込)

ご注文は次のURLからお願いい たします。

http://rikusai.or.jp/ health_and_safety/ how_to_buy/

編集後記

本号では、陸上貨物運送事業労働災害防止規程が変更されたこと、その変更の概要を解説しています。この規程は厚生労働大臣の認可を受けて変更されたものです。変更事項の確認とともに、規程全文を改めて確認いただき、記事でも触れていますが、事業場内の災害防止対策の見直しを行ってください。

今月の表紙 向日葵

夏の象徴のひとつとして世界中で大輪の花を咲かせるヒマワリは、江戸時代に伝来しました。以来、鑑賞用とともに食用に利用され、全国にあるヒマワリ畑には多くの観光客が集まります。また、種は大谷翔平選手所属チームのホームランセレブレーションにも用いられています。

陸運と安全衛生 2024年8月号 No.665

2024年8月10日発行 毎月1回10日発行

発行所 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館内

電話:03-3455-3857

(印刷物による年間購読料6,600円(税込・送料込み))